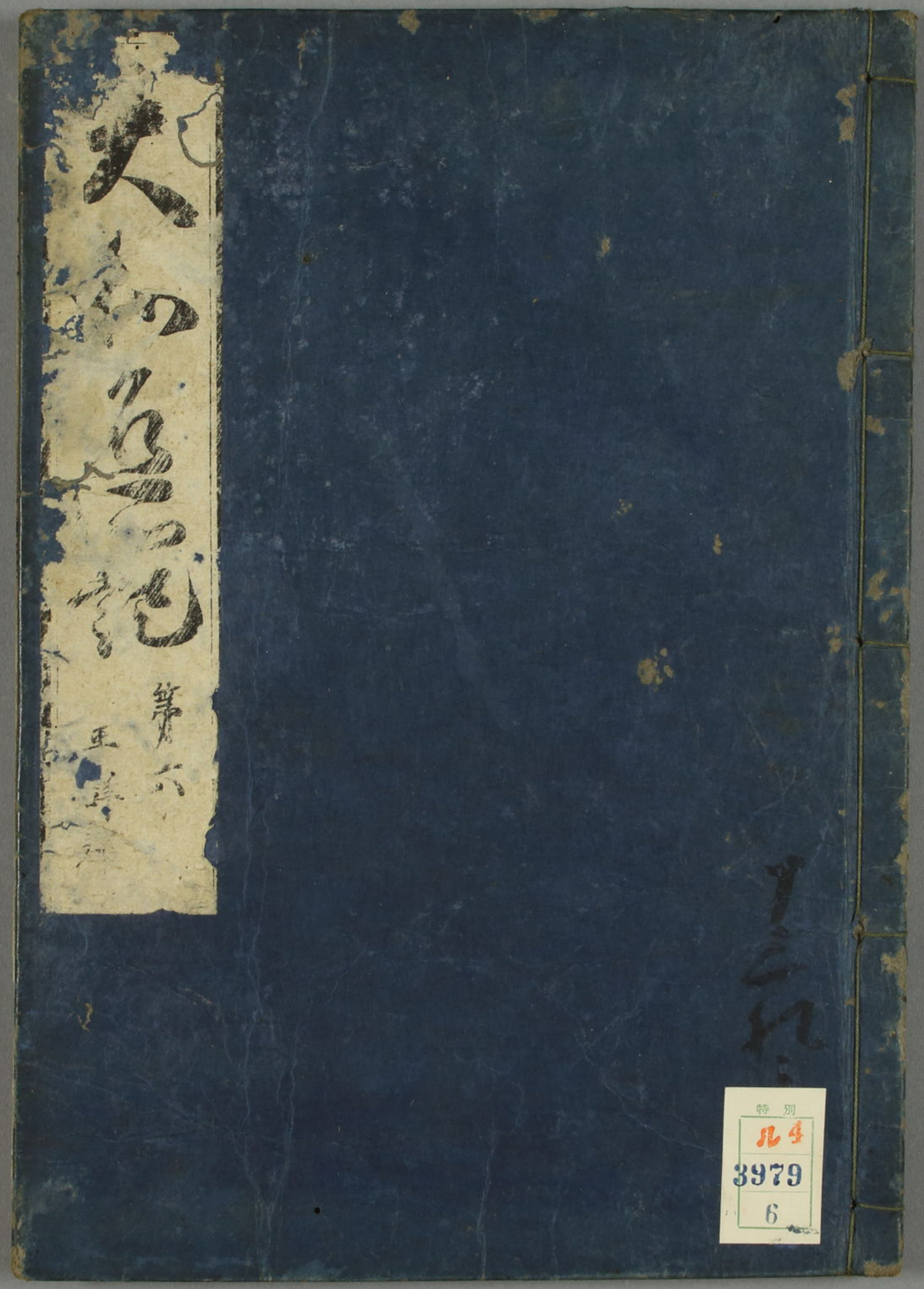
第六
特別
3979
6

昭和二十年三月十八日

小林藏書

ル4
3979
6

京都帝國大學圖書

和州舊跡幽考同録

第六卷平群郡

青垣山　法起寺付法用池○兼丸塚

真事

栗毛馬の基　法林寺

冨小川　高安墨

中宮寺付曼陀羅支　駒基付調子丸墳事

舟基　調子丸家地

班鳩墨　因可池

法隆寺付釈迦二軀○五重塔土佛○山背大

兄王○三經院○菜師堂○聖靈院事
法隆寺東院付夢殿○如意輪觀音○聖德太子の遺像○沉水香觀音○舍利○繪堂○
聖德太子○靈寶○炎上否寶事
御堂付鎮座事　常樂寺
御廟　芦壇宮
新竜田の社　竹原井
清水墓　苑邑墓
推坂付蘇莫者樂○仙香寺事
北岡墓　平群山

大野の墓　福貴寺
平隆寺　龍田付監觴亥
竜田山　龍田の社付瀧祭神○神階
○桑華　竜野
神南　神南川
淺小竹原　三田屋付垣津田池墓
白手山　毛無毘
神遊山　龍田川
紅葉川　三室山
三室の岸　奈良志毘

岩瀬社付築事　立田関

亀瀬山付師々無畏夏　信貴山付信濃国聖

天塔宮入御　○城跡○采尾事

小鞍寺付小倉寺夏　施鹿園寺

久丈里付久丈寺社夏　惣持寺

額安寺付鎮守社事　柏木社

菅田池　伊駒山

伊駒神社　長屋王墓

鬼取　竹林寺

高安城　延喜式神名帳

平群郡

青垣山

景行天皇十七年西国子湯縣ヨ行幸海ヲ冊嶺小野ヨあうじ給ひ葉代ヲそなへ野中乃大石ヨのぞりまして都祭ひ給ひ

乃ろろ　日本紀

ちさとり　端清也

ちはやぶる　雲居立来也

やくもたつ　我家方与利也

雲居たちぬる　青山垂立之義

いくもり　羅也

いくもり　虫人也

ちはやぶる　大和国也

海ゆかば　鳥服羽如掩蔵之恩

大和　虫人也

ちはやぶる　寿也

海ゆかば　人ハ虫人也

へぐりのや　平群山也私記

海ゆかば　日有大和国言

諸山之中指平群山者余平遠歴代而来也

このこ　此子也天皇自称也

日本紀ヨあうじ

註ハ釈日本紀よりわかり

法起寺 小泉村乃南

法起寺又ハ池後寺又ハ毘本寺ともいふ更池後寺
ハ聖徳太子法華経講説乃附願師ときこえたり
しよ池乃蓮頭声と吟じぬまバ講席ことゆへ
なく作ためを給ひしより法用池とぞいふなり
又池乃後乃寺をもれをとして池後寺と号し
給ふ玉林抄 そ乃池の涙草村志ぎりて兵衛のこと計
又毘本寺とハ人皇卅代推古天皇十四年
聖徳太子毘本宮をもて法華経を講じ給ふ天
皇ハゆゑよりあひ相ひ御て憐愍国乃水田百
町太子よりをもり給ひしハ大子御願寺より納給
ひ給りぬ日本紀 毘本乃皇居の跡なれバ寺乃

名とをり但高市郡乃毘本宮ハ卅五代舒明
天皇二年より初めて毘本宮ときこえ
日本紀異所同名なり
塔乃露盤銘文曰
上宮太子聖徳皇之年二月廿二日臨崩之
時於山代兄王勅御願旨此山本宮殿宇即處
専為作寺及大和国乃田十二町作之国田廿四
至千戌年福亮僧正聖徳皇御分敬造弥勒像
一軀掩立金堂至千百之年恵施僧正將竟御
願掩立堂塔而丙午之年三月露盤營作云玉林抄
▲草創ハ舒明天皇十年戊戌乃年なりとも
なり凡一千五十余歳と弥ぬまバ堂舎仏閣
とめぐらし拵へ給観音一尊を給

ひしゃげ延賓六年色慶飛乃律師無畏あり
て草室あり建られ
ありけり
色墻 玉林抄曰法起寺乃西の山
色墻ハ聖德太子敎万牧乃色代池庭より網引
しゝり山石あり猿墻ともいへり 玉林抄
栗毛馬墓 玉林抄曰毘の原又栗毛の毘も
聖德太子ゆゑ乃墓
墓あり 玉林抄
法琳寺 法起寺の西十町
法輪寺 撰集抄通要 法琳寺又ハ三井寺又ハ御井寺
とも云 推古年中乃草創 伽藍ハ法隆寺より
うつゝぶりしゝゞも堅 一千丈十余歳を経へ
けるまゝ婚一基崩ゆゝ
ありけり

願至八百歳國乃開法師色明法師乃氷彩
拘等心をいのるせて乃建立あり乃氷新拘ハ聖
德太子乃ゆゝ山背大兄王まて所乃
玉林抄 又資賊雜物録より石法琳寺東ハ限法起
寺墻南限廉田池提北限氷室池提西限板
垣峯

在平群郡夜麻郷

衣の寺 新奉為小治田宮御宇天皇御代歳次
壬午年上宮太子起居不安于時太子願平
復卿男山背太兄王并由義王等坂立此寺
や所以高橋朝臣預寺事者膳三穂娘為
太子の妃 太子薨後以此為檀越今新高
橋朝臣等三穂娘之苗裔し維于時延長

六年歳次戊子三百一十歳と云 玉林抄

富小川

川上八幡釋山より西へ流れ行き清隆寺乃東を南へ流れ行

弁乳母集

万代とゝまるべき世なれば水やさかぬ富小川のながれなるらん

拾玉集

さゝ波の沈富小川乃ながれなくゝ幾通り廬の前相国公経

高安里

高安村あり若河門国乃高安里なり

玉葉集

高山嵐乃高安乃里に有き寺と云へり

中宮寺

もゝ乃法ハ法隆寺乃東乃西中乃法なり

ちゝ乃法のこゝろ乃後乃法なり

当世ハ斑鳩寺と良ひあり

中宮寺又ハ鵤尼寺又ハ法興寺 玉林抄 推古天皇

三年上宮太子乃母后間人皇后乃為に創

又三膳ハ如意輪乃像ハ上宮太子乃聖像なり

年序くゝ零落乃時文永年中河

内乃国西林寺乃日淨上人乃興隆後西大寺

思円上人乃興隆ありて真如尼を寺主とす

當院乃天壽国乃曼陀羅あり荘厳微妙

なりてめぐりの大幅乃ながさ亀甲一百ぐり

ぐりの一甲ハ四字とゝのひあらハ七ゝ陽燕

ゝ或上人乃速書ゝ

駒墓 玉林抄曰中宮寺乃南

聖徳太子駒ゝ繋ひ給ひ日驥駒怒鳴て水

墓所よりいりて一躍して
繋しぬまバ群臣あつれがりて墓うたれたり
今氏伝 山駒ハ甲斐の国より紀伊国へ来れり 紫御
ありて虚空とりきり給ひ 紫川勝一人
法馬乃口そへうそ物の是隨身乃盥鰐や 河海抄
山南乃あらびう松一本生えり塚あり
朝子九ゐたりやもも入へり
舟塚 駒墓乃西
舟塚やびたたへ入へ ども記りを乃ぐて
多紀をるゐ寸とせゐりやりえんとのづ
うふむらげて樟乃舟地廻りあり又ぐて
きくりのうし
朝子九家地

山鶏宮乃乾法隆寺の良乃隅よあり 玉林抄
朝子九ハ百姫の宮乃朝寧相ゐ男ゐて聖徳太
子乃法馬御あり 玉林抄
斑鳩里
斑鳩乃里ハ常ゐ斑鳩群振せーよりさ長あ
ゐ推古天皇九年聖徳太子宮代そて造ひ、
日本紀 斑鳩乃文くゐ入り今乃法隆寺乃東院
乃地二重あり 玉林抄 乃斑鳩乃宿ち本之 循
長ゐ、ゐふ西乃民家乃西りありゐ一むりよ
りやありきんあるうけるく斧とぐて伐ち
せぐ関えし
固可乃池

はぐくとりの寺乃池ハ聖徳太子ゆ造世蓮
院号ありしを蓮池ゆく俗りしより
寺乃寺中ゆ乃ありや俗ゆん法隆
百薬 鴛鴦乃ゆ乃池のまりくを義竹ゆ乃ハ
文本 いくるやらるゆ乃池ハ水ども富小川ゆ流ゆ
五朝

法隆寺 寺領一千石四十法相宗八宗兼学

法隆寺又ハ七徳寺又ハ聖国寺又ハ寶龍寺
又ハ来立寺又ハ法隆学問寺又ハ鳥路寺又
ハ往生所寺 玉林抄

抑法隆寺ハ用明天皇乃御願乃由ゆ乃ゆ
紫師の像を造安置し仏閣を建立し給ひ
ゆんとありゆ抽ども抽ゆ乃ゆ乃ゆ

造営を終ゆんとりしゆ聖徳太子ゆいのでゆ此殿
ゆんと推古天皇十五年丁卯乃年ゆ抽ゆ仏閣
とゆありゆ 玉林抄 延寛七年迄一千七十三年ゆ
金堂薬師如来乃光銘曰
池邊大宮治天下天皇大御身労賜時歳次丙
午年召於大王天皇与太子而捨願賜我大御
病大平而欲坐故将造寺薬師像作仕奉詔
當時弱賜造不堪者小治田大宮治天下大王
天皇及東宮聖王大命受給而歳次丁卯年仕
奉 元元 玉林抄

同堂釈迦如来ハ聖徳太子乃御不豫乃平癒乃
祈願ありゆ山背大兄王乃出造安乃年推
古天皇廿一年癸未ゆ

釋迦光後の銘文曰
法興元世一年歳次辛巳十二月鬼前大后崩
明年正月廿二日上宮法皇枕病并念于食王
后仍以労疾並着於床時王后王子等及与諸
臣深懐愁毒共相發願仰依三寶當造釈迦像
尺寸王身蒙此願力轉病延壽安任世間若是
定業以背世者往登浄土早昇妙果二月廿一
日癸酉王后即世翌日法皇登遐癸未年三月中
如願敬造釈迦尊像并脇侍及莊嚴具竟斯
微福信道知識現在安穩出生入死隨奉三主
紹隆三宝遂共至彼岸普遍六道法界含識得
脱苦縁同趣菩提使司馬鞍首止利佛師造之
玉林抄

▲金堂儼然として七徳寺と名ぐけ奉り西の
方そびらして鳥路寺と号き東り鐘楼
あり北よ講堂とく西へく聖国寺とよぶ乾よ
鎮守の社頭祇祠して寅龍乃寺号あり南
よ法隆学問寺乃門巍々として金殿乃二
口巽りきこり上の堂奥の院大湯屋伽藍苦生
して松風宝鐸うとゝけるれば法のこゑ
をのづからあり
▲五重の塔婆八跡勒慈尊乃三会唯摩居士乃二
乃説法の相釈迦涅槃乃相茶毘入棺乃相
を如実して鞍馬乃鳥乃はこり来るが如生
きる像乃物乃ぬだりそ相ぐまれけり
仏塔婆を往生所寺也号する事之山背大

兄王をうびよりて紀新井五人西方より飛行し
て熊野権堂乃播磨の宮ハ山背あり玉林抄
山背大兄王ハ姫路の宮ハ別名
極天皇二年十一月蘇我臣入鹿大軍を以て
寺を囲て宮城を囲こと痛く攻うゝ宮の奴
三成一人當千乃勇をあらハし推ハ
味方ハ退死に退死に退くゝ質文ハ
をの為方をの山背大兄王馬背と寝殿
よ投入ることをすゝく騰駒山よ入ら
ハ敵勝よ奉じて火城を焼ら姫路の宮を焼
うゝるゝ灰乃中よ白骨あるつゝ大兄
王ハ自害とのく志りて囲こと
ハ大兄王五日ゝ

ハ小舎じて我身を捨して入鹿を伐ん事
ふありと山人ども我一身ハ
やぶらんや唯一身を入鹿ら
紀奉ともう繕くとり
種々て彼ハ虎宮ら
人仰観をぶし山
播蓋及じて黒雲と見るとゝ
廻廊乃西の三種院ハ安長乃記年
なゝくとり山寺乃安長乃事ハ三代実
録よ見くゝ伊乃ハ軒寶殿乃菜師堂ハ霊験
殿ともに始ゝ毎よあくよ伊勢ゝ
乃武具太刀くゝ堂内よろちみそり廻廊
の東乃聖霊院ハ儀よ太子堂とゝ

徳太子ゟ沉水香にて西を結ひ
摂政東帯乃遺像し西東両院乃中間より
門をひらき東寺と号し寺ゟ守
屋退治堂乃こと

隆寺東院

東院ハ斑鳩宮乃地なり 三代実録 聖徳太子乃園家
乃後伽藍なり 玉林抄 斑鳩寺と号ス又ハ
鵤僧寺又ハ鵤寺とも 年代記
▲八角窓形乃堂ハ夢殿 又ハ上 伝 光院 又ハ上 年
宮王院ハ聖武天皇乃御宇なり山院退
轉乃事あり行信僧正建立あり又其
後退転乃事あり福貴寺乃道詮律師
建立乃時八角乃堂よりなり

会式表白 山夢殿ハ聖徳太子三昧堂より入を結ひ
ゟ衡山よりあり 前身乃法華経
と号し来り給ふ山院なり 年代記 山経ハ
鵤ゟ給ひ乃冬十月廿三日 往生 或ハ鵤御ゟ廿一ゟ
ゟて行年四歳ゟ 伝 或ハ七年後明ゟ 伝 唯六ゟ後ゟ
後或ハ七年後明ゟ
ゟ変宮と号ス 玉林抄
▲本尊ハ三臂乃如意輪観音なり 或ハ十一面
観音なり 仏像ハ一尺一寸なり 或ハ俗
形ゟ太刀を帯し結ふゟ錦帳
ゟ戸ゟ秘仏ゟ開ゟ
ゟ沉水香木ゟ聖徳太子ゟ聖作乃観音菩

薩あり毎の正月十二日より山院乃南面に
あり一堂と称人礼拝する事ハ仏乃
治安三年より堂入道殿道長造立
御堂記 ゆゑ東院の南門乃ありて
大石の法花をとき給ひ法華経を
風雅集 殷義堂に納めと記し法華経も殿ありもうつはる
▲舎利堂ハ護持堂とも称ふ御堂記 毎日午乃上刻より
鐘に七声 ばかりて舎利講をとりて錦袋七重
をひらき紀和歌乃舎利をおさめ法華経万徳円満の
形あらはさせ利益衆生乃光あざやかなる
しるすに南無仏乃舎利ハ月乃朔より黒点一
つを現じ日々より満て十五点を満て十六日
より日々に減じて晦日ハ一点とする事也

同記 南無仏乃舎利とあるを乃絵ひ[illegible]紫式部
清隆寺に舎利乃出こと乃絵ひ[illegible]
ありあるし霊の林乃[illegible]殿富門院
支南無仏乃舎利を聖徳太子二歳乃春二
月十五日東方ひ合掌して南無仏と
唱させ給ひ[illegible]ぐ平氏伐 御掌より内乃[illegible]
給ひし舎利ハ南無仏乃[illegible]ありて
又仏法家初[illegible]見仏閣法乃舎
利とも[illegible]ハ聖徳太子のあ
生平度ありて勝鬘夫人とも[illegible]世
法説法乃垢衣と心水とも[illegible]迷雲と晴
よりひ給へ[illegible]世乃[illegible]眼乃舎利を元給ひ[illegible]

廢を屬し舍紀よりはじめ法隆寺を造り給ひしより中朝
まで山會利乃ことを給ふ事ハ書紀
書紀五林抄通覽あるべしはの
のせられども加る歌乃舍利ものれば
あや日本紀平氏傳新書などハ記もし
きるべきとわかるべし
繪堂あり武殿院と号して聖德太子の一
生の代金堂の業ありいまだ
繪多かりしに西ハ淵傳りを延寛三年
冬河國高橋の庄山田氏心空とふあり繪を
とるべし畫工より書を
もり伽藍法佛等ハ舊記よりくハしく傳
廉毫より堪ぐべし書し傳りあり

聖德太子ハ用明天皇第一乃皇子母后ハ穴
穂部間人より生ぐべし能聖智内
治平の治りハ一度り十人乃新をきあ
めてあやまり給ふ事もあるべし内教ハ
あり乃惠慈を師範とし和典ハ博士覺哥より
ならひ給ひ始更給ふ
事乃ハ天皇ハ父乃天皇ハ
上殿より上へ宮殿戸豐聰耳
太子と申又ハ殿戸皇子又ハ耳聰聖德又ハ
豐聰耳法大王又ハ法主王日本紀又殿戸豐聰
耳皇子平氏傳
くハ平氏傳日本紀ものよ

▲霊験あらたなる事ハ沖よ聖徳太子乃法華経度の
題乃梵網経又義疏乃草本三経ともに又鎮
我妹子が持乃法華経ハ経乃事ハ水鏡
孝氏伝歌書其外等ものもろ〳〵ニ舊
事紀古事紀日本紀などハ乃〳〵ぞ又鈴子
あり賢聖鏡あり

▲道詮法師養育より法隆寺東院修理多
年ひとり忌日轉念切德料ハ絶ひしより三代
實録よあり

▲推古天皇十六年戊子四月廿日技楽
辛庚午四月廿日鳩寺炎上日本紀平氏伝
二義虚説乃より勢妹形よあり

▲天智天皇八年十二月廿日鳩寺炎上日本紀

▲同九年四月夜半乃後法隆寺炎滅一屋も遺
所ぞ類聚国史百七十三巻 然とも寺僧乃同法隆寺記
録よ乃〳〵ぞ又古老乃伝もあり建立已来火
災ハ未だ聞ざりし

叶堂

法隆寺より三十町ばかり乾安的寺村あり
伝聞安明寺叶堂ハ聖徳太子守屋大連と戦法
乃砌誓願ありしとやもく〳〵ふるひしかば安的
寺叶堂乃名あり本尊ハ太子ぞうの尊をとゞ
ゆ観音の像なり手綱て破損ぞうしかば解
脱上人再興ありて後又久しく年経ぬまゝば
寺僧なくありてすぐ一宇ぞのこり伝乃守屋大
連討滅乃砌出陣乃官軍をそろへ御幣をあ

げこを造り西の方尚寺乃酒の六町を強く雑
器と為げけく今よあり

常樂寺

法隆寺村乃巽古市湯より一宇くゝ松元を
ぐゝのころくゝあり

常ふちるハ聖德太子四十六ケ由建立を一川
ありと云へり

御廟

太子乃由廟乃由でくゝあり

拾遺集 御廟とゝ山ぶりを由墓山さ紀ぶ川雲ハ行和志 花院入 道長公

哥枕り大和国とゝ云一徳寛り記を聖德

太子乃由廟ハ河内国科長よあり 平氏伝

芦墻宮

右今同縁抄曰聖德太子廟じ後の和
ゝり信り神屋とゝ尚世神屋村あり
御ども通雪同神屋を上宮と書とゝ
ゝり今見るよ廟由の地て芦墻乃宮
乃若ゝ法隆寺るゝりゝ六町ゝ
巽の方神屋村ゝゝあり又聖廟神竜
の大安寺の縁起よ飽波宮ゝく廟じ後ゝ
ゝ見ゝゝりハ山道よ飽波村あり長男よ
上宮王院も芦墻宮ゝ見よ由住所る
べし

芦墻宮ハ聖德太子宮ゝて芦墻と
ゝ造ひゝりハ為あり七巻抄
きり

新龍田社

法隆寺より六七町押よ民屋軒をつゝ
ねゝ竜田の町とゝ乃ふ
竜田比古竜田比女神社二座延喜式
新龍田ハ推古天皇十四年二月十五日聖徳
太子法隆寺と建給ひ[illegible]乃勝地をえらびて
巡行あり平群乃川より西坂乃東をゝりひ
よせ給ひよ竜田の神巻数よ化しゝ
伽藍乃勝地とゝ[illegible]又守護神
ゝ[illegible]の神[illegible]あり則法隆寺の地鎮
法時神約よ竜田乃祭礼よ法施乃僧三十
人なりゝんとゝりそまこゝりなゝ[illegible]
法とゝめゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]法隆寺[illegible]新竜田[illegible]
祝[illegible]

竹原井 西[illegible]一往[illegible]
上宮聖徳皇子出遊竹原井也時見龍
田山の死人悲傷御作歌一首
万葉 家なるらば妹が手まくん草枕 旅に臥せるこの旅人あはれ
支本 朝ゆく立ち雲の[illegible]
哥枕 [illegible]の石井の水[illegible]
藻塩草よ竹原乃石井 汁原山大和[illegible]
澄月歌枕 龍田山[illegible]

清水墓

新龍田より三四町南乃清水とゝ乃ふ
清水山吉田寺とて堂一宇塔一基あり

その二町ばかり南の田中に清水あり是
なんう
清水墓は間人女王乃墓なり大和國平群郡竜
田乃清水よあり延喜式 孝徳天皇乃后舒明天
皇乃皇女天智天皇御妹也 歌日本紀

菟部墓

法隆寺西里也ふるあり乃道の北俗よ陵と
ふあり是なんん
菟部墓は大和國平群郡竜田菟部よあり
石村王女墓也 延喜式

推坂

聖徳太子儀貴山乃北乃推坂ゆて天八を砂
ゆく通ゆを絵ふり其曲ゆ感とりのれ
山神くゆ祈あゆ
幣よゆ捧して祈くゆ
池建立あり 著薩傳 乃山神乃ゆよ但香ちを
益乃里よ今よあり

北岡墓

地名抄曰推坂乃北乃里は法隆寺より西南
ゆり西平群川の西なり
水岡墓は大和國平群郡水岡よあり山背大
兄王墓なり 延喜聖徳太子乃御子なり 日本紀

平群山

韓國の虎と云ふ神を祭りよ頭とり 元食蘇
ゆりてその皮をそくゆよりて心霊驚
平群の山ゆ

得法する時小あり一の山所山よりあり
伊賀比何本尓器

大野墓　西北

大野墓の太皇太后光大枝氏の墓あり大和国
平群郡にあり延喜式

福貴寺

知林抄曰福貴寺は平群里にあり平
群乃里の推坂乃小廣記云あり
福貴寺の道詮法師の東園持乃法と修と
らきて寺をりて初て法隆寺にして三論法は
をび後に自然慧と法りて貞観十八年
とりとりとりて武列乃人をり釈書
平隆寺

知林抄曰鑑益乃ありて鑑益は
法隆寺より世町だより西立野乃道
平隆寺の推古天皇乃山遺跡又仲能曰持
統天皇ふりくきを知林抄十九巻をあり

龍田

弥田と山乃平きをして山乃西よ雷神落てあり
平城天皇して童子とをりをりをり紀農史
やしくをりをりを芝乃初をりをり
隆林抄曰山農史が田のうへよ
白雨時くそだ稲乃とをり繁して林の
おうあおあるまるまりを後山童子
をしをしをり天よのをりれ
似る田と龍をて云けをやをて西の者と

なり竜田は三字竜田八幡宮 能登や 刻林 探集

方集 大伴の三門の三河より弱田山

弱田山 大伴乃山門よ 出 八雲 出 新

同 姉ぐ紙解しもしまびくと竜田山冷もあまがれ

風吹ぐ沖津波弱田山紅葉ぐ散り越らん

出 新 伊勝相伝大和物語乃紙書塔くた

大和物語 人のひもとめ紙ねもみくうれいぐきて馬

うちうの世てあげくゆ山きり畏弱田山

やどりぬ美の中よ美ありとと紀きて

物をうりり女 女をうりと 世事うりり

ありまびくと世ひくと男乃りのゆんへぐ

ゆうへ人をで浦名れぐおとこ

ちうみそだひ者ぐうう長弱田乃山よりなを詠

女久し

弱田川紅葉ひを内せて行水の行世勝ちうね秋ぐやゆく

世ちうみくちうそ山ふけかとあくを波ちうてるん男

ゆぐきさりてなれきり

奥義抄 風ぐ雲のちうねくく弱田山あにのぐ世るあさぐれ紀

拾遺愚草 弱田山神乃みもーゆふもくとやれ行秋の雨紀乃 定家

雑歌古今 弱田山木葉の下れりれ紀乃ちもあくよ家ぐ世つ 同

龍田社 社領十二石

弱田本社ちうを野ゆあり法隆寺ちう

一里余

竜田坐天御柱国御柱神社二座 延喜式

是彦田明神乃出現天皇四年四月
小紫髮淡玉小錦乃下佩伯連廣足とけうハ
志めて彦田乃立野より風神を祝ふ又大山
守曽孫韓大と乃廣足乃小鳥より大忌
神を祭りて稱ハ伊特抑山神ハ伊特
伊特抑号大ハ明の國と生ひ給ひ後伊特
諾号我所生の國唯朝霧のたゝりてゝ
とてるくゝと宣ひ則吹撥乃氣化して神
となる故号を級長戸邊命女神又曰級長津
彦命男神是風神なり日本紀又飢し時生給ふ
と食稚魚命とも釈日本紀
男一の社ハ東級長戸邊命纂疏曰級長
とハ息嘯長しとゝ

家ゆて邊ハ姫ゆゝ女神ゆて水ゆ龍田
姫とも
男二社ハ向東級長津彦命纂疏曰津諸助
家ゆて彦ハ男ゆ風神ゆて海ゆ又
水ゆ向社二座南ゆ向社三座押方ゆ一座ゆ
▲彦祭神又實ゆ山と水ゆ事ハ伊特諸伊特
拂ゆ海を探給ひ神乃天覆矛と納給ひ
きゝ彦祭の祇宮と水纂疏唯彦祭神と
廣瀬彦田神則同林異名山て水氣の神
なり故廣瀬彦田乃神乃出名ハ天御柱國御
柱とも是天逆矛乃身霊乃ものとなり神祇本紀の
天瓊矛の神實と竜田ゆ神と又の名ゆ
彦祭宮と出震濯川原坐沖神や實殿ハ

あるべき地歟とて天逢太刀を納し神倭
長元記 宮あり 天地麗氣府録 蛭姫命世紀元長記纂疏天地
麗氣府録等相ともに倭ども麗氣を
くゝ畧し侍り
▲神階八貞観元年四月廿七日廣瀬神竜田
神正一位を授給ふ註 額八正一位竜田大明神
と小野道風の筆也 又三代実録に貞観
元年四月廿七日廣瀬神竜田神正三位を
加へ給ふ
▲祭八天平天皇の御
大忌の神とゞめ給ふ 日本紀 又大忌の神風
神の祭並て四月四日七月四日なり 釈日本紀

くゝ畧神祇令延喜式西宮抄等にあり定日ハ
ら〳〵異あり〳〵當世ハ九月十三日也 風神祭二座
祝詞曰御名者天乃御柱乃命國乃御柱乃
命止御名者恰奉竜田乃中畧竜田乃立野小
野に坐宮波定奉中畧公民乃作物を
悪風荒水に不相賜皇神乃成事聞賜者初
穂者張乃高智張腹滿雙氏十束穎束八百
稲千稲に引居置氏秋祭に奉 延喜式止

立野

壬二
行幸した立野乃野の
神南
本宮より三町
奈勅撰名所に倭國又丹

波布後伊国より国境を国境より国境を山城国境
津国より国境
古今
三国川の水をせきあげる神なびの三室の山は時雨降るらし
井手の蛙 拾遺抄曰大和国より神なびの山神南の
三室の山 万葉混乱神南乃森とよめるも
大和国より
袖子内親王家庚申寄合
新撰和歌集
ゆふかけて鳴くなるかはづ神なびの川より蛙なくなり
正徳寺合
三国川 拾玉集
拾玉
なびかじと思ひ入乃鶯ぞ鳴くなる時よさそひ神南の森
壬二集
同
思ひ侘ぬ神南備乃三室の山は麓ぞ色濃き家隆
神南川
山同

万葉
蛙鳴 甘南備河よりかはづ鳴なり今やかはづ鳴の花
滝小竹
家乃前より流るゝ水や面白しゝ澄乃舞ふ神南
俊篇入
万葉
神南備の滝小竹義奇はしみ花咲ける
文本
れなるゝ山乃神なびの山乃神なびの山の下
三国屋 付垣津田池
澄乃舞 拾遺抄より神南俊篇入之
万葉
神なびの三室の屋乃堰水田の池の堤の百足
世撰 枝り水枝さ
石手山
澄乃舞 拾遺より神南備篇入之

名寺 [illegible]

毛無乃岳

澄月所枕[illegible]神南備篇今

万葉 神なびの乃磐瀬の森の時雨もを乃岳の紅葉

神遊山

神遊山万葉集よりをとゝ[illegible]

[illegible]ハ三室なるべし 竜田山ハ西より三室山

ハ東よりあり西ハ[illegible]山 竜田の三室

とよめれ

万葉 みのすゝ乃神べの山より[illegible]三室の山より秋萩の

[illegible]まんと朝ゆくよ[illegible]

山度とよみよひ[illegible]

竜田川

協川 竜田川をぐらみけて神なびの三室の山を絶ぬべ[illegible] 後撰

心院御室御集 竜田川[illegible]の波を[illegible]

五十首和歌清輔朝臣 [illegible]竜田川[illegible]

[illegible]

[illegible]葉川 [illegible]

月 [illegible]竜田山よりをぐれきて[illegible]葉の川をとぐる波 後京極良経

三室山

本宮より四町ばかり三室ハ神乃社とい

へり 神楽註抄 三室山ハ神乃[illegible]山なり 顕注密勘

新京 [illegible]竜田川三室の山乃ちゝ[illegible]ば[illegible]と波よ源[illegible]ぞ 関白左大臣

三室の岡

王二 神なびの三室乃[illegible]竜田川[illegible]家隆

那良志の岡

三室山よりぎり八雲出[illegible]よいわく大和

新勅撰 國又紀伊國より同名
神名帳の葛城の時名のうつれる
草根 又そこふく新うちの
寄物 土佐国やはらの郡
岩瀬の森
神名帳より古所あり八雲抄より大和国
越中国同名
万葉 あしの名所の霞の島今もあるねの山乃雪
後撰 三田川 三つの名所の柱のもとにぬ
続後拾遺 神名帳の葛城の神より三宝の山雷
月四日祭礼 岩瀬より葛城
の奥院 龍田開 今の世より後ぞ

河内より河内国の通路より実屋戸とあり
ありし山西のうらんう
天武天皇八年十一月竜田山より実をとりて
まへらまつりしなり 日本紀
亀瀬山
亀瀬越路田の南又往駒越等も河内国
の通路ハ聖徳太子のひらけ給ふ道 玉林抄
桓武天皇ゆゑ東宮をもうけ給つぎ
時亀瀬山の峯よりあそび給ひしを師子裏
の月愚抄と有 大聖老子の教
じ又本歌より後童子の形を
乞立鬢文殊童子等是法
師を祥礼して鹽幸と称住河内国西林

寺よりなりたり 佛法伝通記 付信貴の郷

信貴山付拾芥抄宇治拾遺等に河内国と云云

拾芥抄宇治拾遺等に河内国と云云

縁起によりて大和国と云云付山城国の

境なり

信貴山観喜院朝護国孫子寺は南山大明蓮

上人や拾芥抄聖徳太子官軍と戦ひ給ひ守

屋の大臣を攻給ひしに大臣乃軍兵多痛して

官軍三度破れて信貴山に逃入給ひ太子

此誓願に心を信じ給ひ給ひ石櫃あり給ひ

多門天の像あり給ひ信じ給ひ

給ひ白膠木にして四天王の像をきざみ給ひ

彩色更に進め給ひ弱山の中にあり

バ祈る験ハ如何ん乃至乃花がどくしてあ

の家まで行きるを先延喜のみぞ乃山や

まひ祈りけるを世に河内国信貴

山よりなるべし加持し給ひしは

世間に比類なきやうなりうう

の聖の婦人こどもの祈りて聖

の徳まんあるんよりいあらんの物

てきつくなりぬ世ばひきりさもこそ世げれ

きりいと久しくこそ給ひしまるすすりや給ひ

伊堂よこあくりきりて世の人のやぶきぞねと

爰ぞりあひうけぬ世ばかりめてぞりその

数を持やぶれてまぐあるりとその程乃ふれ

そど霧づりえくりうう人を昆沙門天を使うり

なりて持ぬ世バくるべ徳使ぬ

とりや宇治拾遺にあり又縁起にあり
なり信貴畑乃ゆりの儀とあり
孫の弘なり

▲大塔宮と信貴山と

源ありしかと年紀まんくにあり海で後世入
弘山頂よりのこまてれ

▲信貴畑ハ毘沙門堂より東里ばり慧よあり
多門天焼捨給ひしに米よ俵ととてくらくやけ
なぐ米乃くらあざやかよ出つてぞ
ありそういめんより海でのくに拾ひ入
まずも弘れ朝ゐ法華経の祝ども
んくり武人の毘沙門堂よ願を
あくん貪欲の人ハ目よ三度寶とやれすれる

発武者二騎急ぎと味方よ注ぐ
くい修羅ともあざむくべ紀ぐ海乃あり一人
を阿多天ハとめられ一人を坂本大臣とよび給
ひしかれ軍功くとへをとるふくるふ
守屋大臣と討れぞ二臣雲ハ等でて弘武
ぞ叔乃多門天乃石縫のよ方一丈乃殿代
くく弘ひ孔信貴山の毘沙門天見あり問紀ど
も不思ハ海ゐ世あくん
宇治拾遺九行

▲信濃国ハ法師ある東大寺よくくりて受戒
して後信貴山よとこるひるくりぐ不審りハ
毘沙門厨子ゐるぐらハ出ありてえくりそこ
堂くくまんなり弘弘弘くくこ

麓よ下もすぐる徳人ありけりそこに小野
ねの鳶川はく拗入くぞくへりきるありし時鳶
れきる体と狐の肉にありおぼろけにまたて六ノ
をとり鎖などはしこりしが狐は世をふゆか
きそおより一尺ばかりゆるをあがりしずらにう
乃体まれあつく倉とのきて充に鳶行人へく
のく志りはつがく狐の行跡をとひぬれば河内
国にはた聖のおいまな山中に鳶行聖乃くゝろ
におもろぬなりの徳人ひじりにむらひく狐を
あん為しこうべよととひけれバ狐ハ拗を金えん
きゝに小あらまバはうよ為しや乳海ともとず
めふさあらバ網金ちよ子孫の果ぞこうべよせ
めへがたしやるんとて一儀を結ぶのちぎりつき

めとゆへどもあつける事なるとおもへりこれら乃拗かん
くゝもなり俗に鳥の尾とあふ

小鞍嶺

小倉寺とて役乃小角の建立の跡に草堂
ある坊あり鬼取とふ所をすぎありなり小
倉峯ハ立野より一里針乾乃方信貴山
よはぐまり

万葉　春三月諸卿大夫等下難波時歌二首
白雲の龍田山乃瀧の上乃小鞍嶺に咲をゝる桜の花ハ
同　反歌
我行ハ七日ハ過じ龍田彦勤此花を風にちらすな
千五百番歌合
白雲の春ハかさねて龍田山をぐらの峯に花にほふらし　定家
八雲御抄　又　井蛙抄　小鞍嶺なり

小倉山は不可混乱と云　云小倉山は山中勢益の里にあり

施鹿苑寺

施鹿苑寺ハ聖徳太子河内国に行啓乃時信貴
山の和山にて鹿のかりせらるゝ所あやしく
犬乃をひかけゝりしに太子三昧定に入て之を給ひけり
来乃嗔恚消やしに九百九十九世生々の害
よあるへきのごとしめとあはれがり給ひて一宇
と立て施鹿苑寺と号せられき平氏伝玉林
抄にくはしくあり

久土里　付 久土寺 久度社

勢益乃里より七八町巽久土の渡舟あり
施山清里久土よやとらせ給ひし紀州神南度
竜田川三宝寺ど叡次中心日見

けるこハにや彼ゆくすゑ世給ひけり　御行記又生五
中ね葉平朝臣ヱ孫氏乃許より里を又おろし
りのよりがめ給ひしとかや　玉林抄
と号して聖徳太子乃建立又久度神社は
神名帳にあり延暦弐年十二月従五位下に
叙せらる官社となし給ふとなり　続日本紀

惣持寺

御田より十余町申酉惣持乃渡舟あり
惣持寺ハ平群郡下の神南山にあり　帝王編年 聖徳
太子乃遺像あり又芦壙寺の観をとけてり

観安寺

法隆寺より東一里ばかり額田部村にあり
観安寺本尊ハ十一面観音菩薩聖徳太子

廿五年上宮太子三部定をおこなひ給ひ御世
仏像法分をもつてをもつて蘇とせ海やと紀氏村
より一乃精舎をたて給ひ紀氏伝 書紀 玉後推古天皇
池頼よりあやしく紀氏乃
像と池遊び乃池紀よりて池乃薄あり
あるゝめて頼安寺乃為あり 林中 無開山は
性律師鎌倉乃頼朝云の池 飯僧とぞ関し
▲頼寺社ハ池の中海よりあり推古天皇豊満宮
より即位西ゝてハ頼田の宮よりたてて後
頼田郡より西ゝ紀毛頼田郡乃里女乃池
まく伝ひより頼田郡の名あり頼寺ハ推古
天皇乃勅願なれハ天皇と称ものの社より初まりし
なり 玉林抄

六佐
拘木の森乃乃茅ま乃乃も光行の河乃乃とこの西人乃
至玲集 家隆
竜田ハ恋ふりの神やくるもんをもあり拘木乃
或人の曰竜田池より拘木の森と称ぶ
ひとゝ云古歌とゝもあるえ一往家ゝのあり
見後人の源制を称ぶのを

柏木森 頼安寺の西十町ばかり

竜田池

二階堂村の南竜田村よりあり俗あもが池と
久安百首 ふりは苔頼寺乃所よりあり
元亨釈書 竜田の池のくれ
亀山院七百首 咲よりて
伊駒山

往馬 万葉集 伊古麻 騰駒 延喜式 射駒 伊駒 延喜式 御牧 生駒 和名抄 大和河内国

の名所 八雲

万葉 妹許と馬駕とめて射駒山越ゆれば家もなつかし

同 家ゆ出て三日になれば恋ひにけり

拾川集 伊駒山雲ゐ隠れぬ時しなく我が思ふ妹に逢ふ時もなし 兼昌

俊頼百首 あしびきの山ちかきゆゑ夏草の露ふかきかな 正徹

草根集 久かたの漢の河をわたりぬる伊駒山たかくよりて 船

往馬大明神の社

往馬坐伊古麻都比古神社二座 延喜式 蓋弘出

蓋弘出 後人の添削をまぬかれぬ寛文の

四月二日 矢上横門小社 おきり 伽御殿

なり

長屋王墓 延喜式

長屋王をうしなひ奉る備前国王神 亀四年二月より生

駒山に葬とあり 続日本紀 宝亀四年王八月 重祚皇

后の女 又長屋王ハ高市の親王の皇男なり

鬼取

暗越西島村十町ばかりの山より入行所より鬼

取山 鶴林寺一字 菩提所なり 中入り 俗

より鬼取山と云ハ四方般若屋なり

鬼取を役行者儀学儀賢乃二鬼とをとり入

ら[illegible]一所とゝ入りけ[illegible]ハ役行者[illegible]死山より

とこゝろ[illegible]れしよハ鬼神とゆ[illegible]ひく[illegible]

そもしくよの呪縛し強入ばきゝぐゞと[illegible]

続日本紀

行林寺

平群郡鳴駒山の麓　帝王編年

大聖行林寺ハ本文殊大士行基菩薩乃建立なり　行基菩薩ハ源下の郡管原寺ゆく国

寂ありしうどを遺刻よりはじめ乃ち世さしの乃下まで細

めうり苦野仙房ハ如云乃住不自院ハ寺墓而

十廻光菩薩と号きり行林る乃西の方の山

乃麓より般若窟屋あり

是より二十丈町西乃山頂の南乃大道

流とて大和河内の国境なり

高安城

当世河内国安村ありしかし大和国

くりてるる安よそ俗りけるよや但別の石よ

や後の人はぐくめるべし

天智天皇八年倭国乃城をつくる

河内の国和なりびよ塩なりどなるあ所まりあり　日本紀

天武時統乃あ都をもうる安乃城よ行幸あり　日本紀

そ後大宝元年よやはりて奥へるる

大和河内乃あ国よりりとあり　続日本紀

平群郡神名帳神社二十座　延喜式

竜田坐天御柱国御柱神社二座

竜田比古竜田比女神社二座

往馬坐伊古麻都比古神社二座

平群石床神社

平群坐紀氏神社

船山神社

久度神社

猪上神社

御櫛神社

神島の神社
伊古麻山口の神社
手綱の神社
雲林寺坐椎本神社

和州舊跡幽考第六終